

普通預金通帳不発行口座特約

普通預金通帳不発行口座は、普通預金規定の定めるところに加え、この特約を適用します。

1. (普通預金お取引明細の発行)

この預金口座については、普通預金通帳を発行しません。お取引の明細は、「普通預金お取引明細」によりご通知しますので、「普通預金お取引明細 つづり」にとじ込んで保管してください。

2. (取引店の範囲)

この預金の預入れ、払戻しは口座開設店のみでお取扱いします。

3. (解約)

この預金口座を解約する場合には、口座開設店のみでお取扱いします。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2021. 3. 15 現在)